

須田  
兼吉  
國勞津電  
副分会長  
國勞千葉地本  
青年部長

# 國労内協会派 指導部のスト破り居直りを糾弾する

國労を、動労革新マル・鉄労のような「スト破り組合」へと転落させないために、あえて事実を公表し討論を提起する

全組合員の皆さん、われわれは、もはやがまんできない。あろうことか、國內一部協会派系役員は、十一・二八と二九ストでの國労のスト破りについて、「あれはスト破りではない」、「当局にだまされて乗務した」なる全く労働者の感性や責任感の一カケラもない反動的居直りを行っている。十万人首切り反対のストに敵対し、これを居直るなどがどうして許せるのか。われわれは絶対にこの責任をあいまいにせず、どこまでも追及するものである。

当局に保護されB委仕業に乗るのは「スト破り」ではないのか

一体、スト初日の11月28日に國労内一部組合員、役員のやつたことが「スト破り」でないとしたら何んだ。

①國労指導員が「東京二往復」も乗る、②D予備勤務終了後に「東京四往復」も乗る、③カードも何もなく、運転通告券だけでどんどん乗っていたのは國労組合員ではないのか。

そして、④當局とつるみ、出勤の乗務員を駅でかこいこみ、タクシーに乗せ、電車区裏口から入れたのは國労一部指導部ではないのか。⑤駅ホームで「自分のスジではない」と言う組合員に「乗れ」と指示していたのは國労一部役員ではなかつたか。数えあげたらきりがない。これが「スト破り」でなくて一体なんだ。何が「當局にだまされた」（國労一部協会派指導部の言いわけ）だ。

ウソもいいかげんにしろ。國労内の協会系の一部指導部が当日とつた全行動はつぶさにわれわれの承認下にあるのだ。

現場國労組合員に「スト破り指令」を糾弾され修正せざるを得なかつた事実を塗りかくすのか

國労津田沼電車区分会内の協会派の役員に聞くが、こうした「スト破り」行為一スト破りの強要が二八日（スト第一日）夜、國労組合員からさえ追及され、深夜まで執行委員会で討論した結果が「

ない、②業務命令は出させない、③指導員の運用は認めない、④カーテンは全部閉める」という本来の正しい共闘関係に立ちかえつた、労働者の原則に立つた決定ではなかつたのか。まさか、そのような事実はなかつたとか、あれは誤りであつたとか言うわけではあるまい。

今さら、「スト破りではない」「だまされた」と言うことは、國労組合員をすら愚弄するばかりか、國労は今後も組合員に「スト破りをやらせる」と言つていいことではないか。

そんなことは、労働者として、人間として絶対に許せない！

## 「スト破り指令」は 労働組合の自殺行為だ

「スト破り」は、労働者にとって絶対犯してはならない恥すべき大罪だ。組合は違つても同じ職場の労働者が血を流して権利と要求をかかげ闘うことを妨害することは、自から資本・當局の下僕となることと同じだ。

「スト破り」の烙印は死ぬまで消えない。ましてや、「分割・民営化」＝十万人首切りに反対するストに敵対したばかりか、更にそれを居直るなどという協会系指導部の行動と思想は、まさしく階級的大犯罪だ。

國労中央は「スト破り」を手みやげに「雇用安定協約」の再締結を狙つたのだろうが、その結果はなんだ。ここまでふみつけられ、まだ「スト破りをやる」という協会系役員を徹底的に弾劾・糾弾せよ。

日刊  
動労千葉

85.12.16  
No.2118

國鐵千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電)二五三五六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七